

## 東京型スマート農業実装化促進事業の運用について

6産労農振第43号  
令和6年4月1日

### 第1 趣旨

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日付6産労農振第25号。以下「交付要綱」という。）に基づく東京型スマート農業実装化促進事業は、交付要綱に定めるもののほか、この運用に定めるところにより実施するものとする。

### 第2 専門家の謝金及び旅費

- 1 交付要綱別記1の第4の2の専門家に対する謝金の基準は次のとおりとする。
  - (1) 謝金の区分及び1時間当たりの支払額については、別表のとおりとする。
  - (2) 支払対象とする時間は、移動時間等を除いた実働時間とするが、専門家の活動拠点が遠隔地である場合には前項に定める1時間当たりの支払額に次に定める時間数を乗じて得た額の割増しを行うものとする。
    - ① 片道50km以上100km未満は1時間
    - ② 片道100km以上200km未満は2時間
    - ③ 片道200km以上400km未満は3時間
    - ④ 片道400km以上は4時間
  - (3) 謝金の算定に当たっては、1時間当たり支払額を分割して適用することができるものとする。その際、100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。
- 2 交付要綱別記1の第4の2の専門家に対する旅費の基準については、東京都の旅費規程に準ずるものとする。

### 第3 スマート計画審査の省略

交付要綱別記2の第5の1の補助金交付申請に添付されたスマート農業実装化計画（以下「スマート計画」という。）について、事業実施主体が適正と判断できる場合には、スマート計画の審査を省略して、補助金交付を決定することができる。

### 第4 都が特に普及を進める機械機器等

交付要綱別記2の第4の3(4)ただし書きの都が特に普及を進める機械機器等とは次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センターで開発されたスマート技術を活用した機械機器等
- (2) 圃場モニタリングシステム

### 附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

区 分		1時間当たり支払額（税込）
A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、 著名民間専門家、著名ジャーナリスト、 弁護士等 a※、公認会計士 a※	13,700円
B	大学准教授、短大・高専教授、 高校校長、官公庁課長級、 民間企業上級管理者層、民間専門家、 ジャーナリスト、弁護士等 b※、公認会計士 b※	12,200円
C	大学講師、短大・高専准教授、高校教頭、 官公庁課長補佐級、民間企業管理者層	10,500円
D	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、 高専講師・助教・助手、高校教諭、 官公庁係長級、官公庁職員、 民間企業監督者層、民間企業職員	9,500円

※弁護士等とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。弁護士等、公認会計士の a は、資格取得後概ね 15 年以上の経験者、b は、それ以外の者とする。